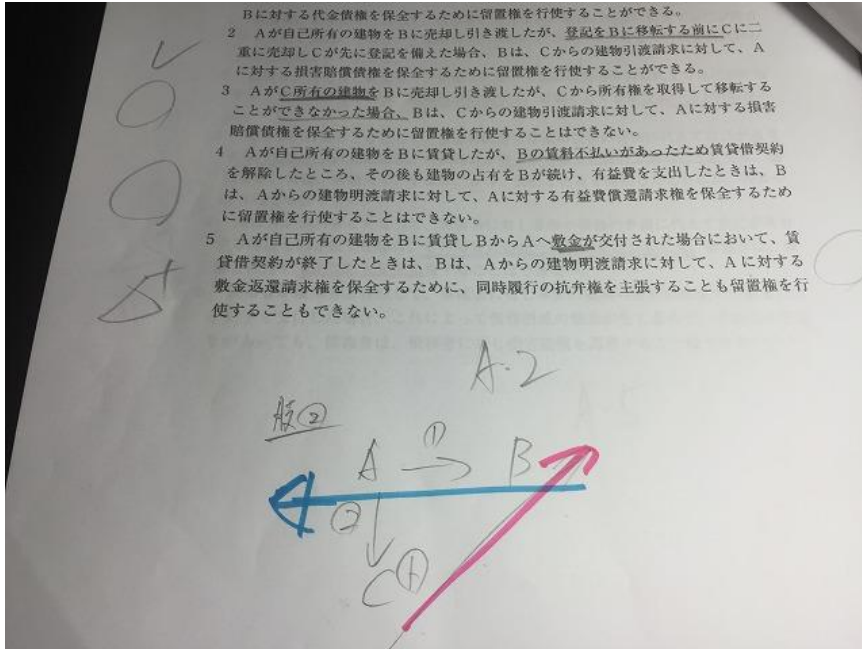


H27 問 30



問題下に書いたのは、肢の2の図だ。

図の書き方の説明

- ・ ○で囲まれた 1.2 っていうのは、時系列の順番
- ・ 「ト」 っていうのは、登記を持ってる人
- ・ えんぴつ矢印は、不動産が誰から誰に渡ったか？

で、

ピンクマーカーの矢印と青マーカーの矢印は債権。

(えんぴつ矢印とは別モノ)

2の肢で、「誰が誰にモノを言おうとしてるのか？」を指してる。

図を見てのとおり、債権の向いてる矢印が「向き合っていない」

だから、

留置権は使えないのだ。

※

図を見ての通りってゆう解答方法は、

民法記述問題でよく使うもんです。

民法で 図が書ける問題は、100%全部書くのです。